

IGES 人権方針

公益財団法人地球環境戦略研究機関（以下「IGES」といいます。）は、持続可能でレジリエントな、かつ共有された包摂的なアジア太平洋地域と世界」の実現を目指す戦略研究を実施するうえで、人権の尊重が重要な課題であることを認識し、本人権方針を定め、人権課題に対する取組の推進に努めます。

1. 人権尊重へのコミットメント（国際規範の尊重）

IGES は、「世界人権宣言」、「国際人権規約」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」等の人権に関する国際的な規範を尊重し、法令をはじめとする社会的ルールを遵守し、社会的規範に基づき、公正・誠実な事業活動を行います。

2. 役職員の人権尊重

IGES は、平等で働きやすい職場環境の整備を目指し、すべての役職員に人権の尊重を求め、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（人種、国籍、出身地、性別、年齢、宗教、信条、障害等によるあらゆる不当な差別やハラスメントの排除を含む。）を推進します。

3. 事業活動の関係者への人権尊重

IGES は、人権尊重の理念をその事業活動の関係者と共有し、人権への負の影響を発生させないように働きかけます。

4. 防止・是正

IGES は、人権尊重の責任を果たすため、事業活動において人権に負の影響を与えることがないかを可能な範囲で情報収集し、人権リスクの特定及び防止・低減に努め、また、人権に負の影響が生じた場合や助長している可能性があることが判明した場合には、適切な手段を通じてその是正に取り組むとともに、再発防止に向けて適切に対処するよう努めます。

5. 教育・啓発

IGES は、本方針を役職員に周知徹底するとともに、人権課題に関する正しい理解と認識を共有できるよう、所内における実効性のある教育・啓発に努めます。

6. 方針の見直し

IGES は、国内外における関連する新たな動き等に即して必要に応じて本方針の見直しを行います。

2024 年 3 月 1 日

公益財団法人地球環境戦略研究機関

理事長 武内 和彦